

議案第98号

福岡市消防団員の定員，任用，分限，懲戒，服務等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは，消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向け，消防団への加入を促進するため，消防団員の資格を有する者に消防団の区域内への通学者を加える必要があるによる。

福岡市消防団員の定員，任用，分限，懲戒，服務等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市消防団員の定員，任用，分限，懲戒，服務等に関する条例（昭和41年福岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の各号」を削り，同条第1号中「又は勤務する」を「勤務し，又は通学する」に改める。

第6条第2項ただし書を削り，同項中第2号を削り，第1号を第2号とし，同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第3条第1号に規定する資格を有しないこととなった場合

附 則

この条例は，平成27年 4 月 1 日から施行する。